

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 ティケイシー商事

有料職業紹介事業許可番号(28-ユ-300823)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:全職種
- ・地域:国内・ベトナム 中国 ミャンマー

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
 - ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。
- ※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1 0 0 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 5 0 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 5 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 2 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・就業開始後・3ヶ月以下の自己都合での退職の場合 | 紹介手数料の50%払戻し |
| ・就業開始後・6ヶ月以下の自己都合での退職の場合 | 紹介手数料の10%払戻し |
| ・就業開始後・6ヶ月以降の自己都合での退職の場合 | 返金無し |